

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月6日（月）午後1時30分から午後2時19分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨		
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
		4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子		
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄		
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示

4. 欠席委員（5名）

農業委員 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員	3 番	井上 和久	1 0 番	河野 秀雄
	2 0 番	森崎 正	2 3 番	伊藤 健二

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

4 番	加賀山 洋介	5 番	門脇 忠男
-----	--------	-----	-------

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告題 2 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第 4 号	諸証明について
報告第 5 号	農地法第 4 ・ 5 条許可について
報告第 6 号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について (令和 8 年 5 月 18 日～令和 8 年 6 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第 6 号	農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	二宮 貴紀	課長補佐兼林業係長	寺坂 充光
------	-------	-----------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員２３名、農地利用最適化推進委員１９名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和８年７月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、井上和久委員、河野秀雄委員、森崎委員、伊藤委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に加賀山洋介委員、門脇忠男委員を指名いたします。

まず、報告第１号から第６号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第１号から第６号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書４ページをご覧ください。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、今月は７件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書４ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第３条第２項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のと

おりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《堀田委員》

担当委員は井上さんですけれども、井上さん所用で欠席ということございましたので、代わりまして私、堀田善春でございますけれども、説明させていただきます。

17番、18番についてですけれども、これは新規就農ということでございます。土地については賃貸借権の設定と、この順番で言いますと、18番が、土地があるんですけど、これは三間の則で育苗センターをしております。その跡地をですね、ハウスはそのままあるんですけれども、それとポンプもありまして、それを流用できないかということで◇◇◇◇さんから話がございまして、関係の人と話をし借り受けをする、ということになっております。

◇◇◇◇さんは、東京の出身の方で、ご夫妻と子供さん2人と4人で宇和島市の方にIターンで来られております。2024年12月に◇◇◇◇で働きながらですね、イチゴの栽培についての研修を受けて、現在に至っております。

7月1日の現地視察については、井上さんは出席されておりましたけれども、今日はできないということですので、代わりに私の方から説明させていただきます。現地は育苗ハウスの設置とか、それからポンプとかを備えておりますので、それらを借り受けるということで、面積が少し不足するということで、隣接地であります17番の◇◇◇◇さんの田んぼも借り受けるということで。年を明けましたですね、2027年の5月からですね、実際に農業をする、ということで、イチゴ栽培をするということでございます。

今まで勤めておりました◇◇◇◇の支援も受けますので、何か技術的に分からないことがあれば、そこで支援をいただくということでございますので、十分本人もやる気でございますので、大丈夫だというふうに思っております。

《氏原委員》

はい、19番について説明いたします。◇◇◇◇さんは公務員のため耕作はできないということで、耕作をしてくれる人を探しておりましたが、隣接地に熱心に農業をされている◇◇◇◇さんが耕作する、ということであります。所有権の移転ということでまとまりました。何ら問題ありません。

《若藤委員》

20番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんはご近所で、◇◇◇◇さんは熱心に耕作をされており、経営を拡大したいということで、所有権移転して耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは後継者もおられ、何ら問題はございません。

《上谷委員》

21番について説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢のため経営を縮小したいということで、親戚関係にあります◇◇◇◇君が耕作することになりました。◇◇◇◇君はとても熱心に農業に取り組んでおられますので、何ら問題ありません。

《堀田委員》

22番について説明申し上げます。◇◇◇◇さんにつきましては、県外でおられますしですね、畑地でございますので、畑でございますので、◇◇◇◇さんが所有権の移転ということで、自家栽培をするということで引き受けておられますので、問題はないかというふうに思います。

23番について、これも◇◇◇◇さんがですね、隣におられます◇◇◇◇さんの田んぼをですね、これは購入してですね、自分が作るということで。◇◇◇◇さんと一緒におられますけれども、お父さんはお父さんで田んぼ持っておられますけれども。この新しい耕作についてはですね、◇◇◇◇さんが購入をするということで、これも問題ないかというふうに思っております。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき土居喜三郎委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。土居委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は一般住宅が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。6ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

4番について説明いたします。農地の転用の申請です。◇◇◇◇さんの、◇◇◇◇さんの実の父、◇◇◇◇さんから相続した、相続し受け取った屋敷があります。自宅の一部が、一部の庭が登記名目では農地になっております。赤い所ですね、一部ですね、一応そこが農地として残ってました。一応、いろいろ調べたりあれしよったら分かったということで、早々に対応して。一応、◇◇◇◇さんも一応、申請できてなかったということで、始末書の提出もしております。

7月1日に現地調査いう形で、小清水会長以下、関係者が立ち会いしております。一応周りの方も本田川いう川が、溝があるんですが、それ半分低くして半分川が見えるような状態なんです、これはちょっと分からんかもしれませんが、それで、コンクリートで擁壁しとりますし、中側はもう埋めてますんで、周りの農地に影響はないと思っております。私からは以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は分譲宅地が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

7番についてご説明をいたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が購入して分譲宅地にしようという案件であります。こちらの案件につきましては7月1日、会長、代行、事務局の方々と現地確認を行い、周りの農地等への影響もないということから、問題はないと考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いた

します。続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より、農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

今月は1件の申し出でございます。申請者、変更申し出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。10ページに位置図を添付しております。変更後は農地法第5条の申請を予定しております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《薬師寺委員》

森崎委員が欠席なので、私が代理で説明いたします。農用地の用途区分の変更の件でございます。吉田町河内で耕作されている◇◇◇◇さんが、現在利用している倉庫が手狭になったことで、新たに建設するために、農地から農業用施設用地へと用途区分を変更しようとするものです。変更後、転用許可申請を提出される予定です。この件につきましては、7月1日に、会長、代行、事務局の皆様と現地調査を行っております。

敷地の造成にあたって、隣接する水路が機能するように、建設課と協議しながら整備をすることを指導しましたが、その他については、周辺農地への支障もなく、特に問題ないと判断します。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、12ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が34,385.00㎡、樹園地が5,738.50㎡、合計40,123.50㎡となっております。所有権の移転は、樹園地が2,863.00㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《宮河委員》

31番について説明いたします。31番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《氏原委員》

井上委員が欠席のため私が代わりに説明いたします。32番について説明いたします。労働力不足のため耕作できなくなった◇◇◇◇さんの樹園地を、使用貸借にて◇◇◇◇さんが耕作されます。受け手の◇◇◇◇さんは、JAみかん学校を卒業され認定農業者も取得され、丸穂地区の篤農家である父親の後継者となりました。◇◇◇◇さんと熱意を持って真面目に農業をされており、問題ないと思います。

《谷本委員》

33番について説明を行います。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが賃貸借権設定で、耕作されるそうです。◇◇◇◇君、熱心に農業されておりますので、何も問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

34番、35番について説明いたします。河野秀雄さん欠席のため、代わって私が説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢のため耕作している人を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作されるということで、使用貸借権という形で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、問題ありません。

続きまして35番について説明いたします。◇◇◇◇さん、耕作してくれる人を探していましたところ、◇◇◇◇さん、松山から移住された方ですが、耕作されるということで話がまとまりました。使用貸借権という形です。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《小清水委員》

36番について説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢でございまして、今体調もすぐれないということでございまして、◇◇◇◇に5年間の貸借契約を結ぶということになりました。◇◇◇◇は耕作者、従業員も多く、何ら問題はないと思います。以上です。

《岡山委員》

37番から43番までの説明をいたします。この7件は、基盤法利用権設定からの継続で、更新であります。37番◇◇◇◇さん、38番◇◇◇◇さん、39番◇◇◇◇さん、41番◇◇◇◇さん、43番◇◇◇◇さんは地元に住居ではなく、これまでもずっとこの受け人の◇◇◇◇君が受けておりました。40番◇◇◇◇さん、42番の◇◇◇◇さんは自治会在住ですが、女性で高齢であるため耕作ができなく、同じく◇◇◇◇君が耕作を受けておりました。設定を受ける◇◇◇◇君は、同地区で広く熱心に農業に取り組んでおられ、何も問題はないと思います。

《高木委員》

44番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、今、広見町に住んでおられて、男性関係が一切、兄弟とか何もないので、田んぼを作るということはようしないということで。友達の紹介で、今、若くて、一生懸命田んぼを作ってる◇◇◇◇君に頼んでやってもらう、ということになりまして。◇◇◇◇君らは今、若い者同士で、情報を流したりとか、機械の調子が悪いときは貸したりとかして、大変真面目に農業に取り組んでおられますので、問題ないと思われま。

《井上惣一委員》

6番について説明いたします。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの所有権移転です。◇◇◇◇君は真面目に農業していますので、問題ありません。

《加賀山委員》

7番について説明いたします。河野秀雄さん欠席のため、代わって私が説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作するという形で、所有権移転で、話

がまとまりました。◇◇◇◇さんは、熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、山口委員、上谷委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。山口委員、上谷委員の入室を認めます。

続いて、議案第6号農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書17ページをご覧ください。

議案第6号農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、でございます。意見書についてはですね、議案書と一緒に別紙としてお届けをさせていただいてと思いますので、そちらもご覧ください。

これは先の6月総会において、意見書の案を提示し委員の皆様方にご協議いただいたものを、事務局で再度調整いたしましたものでございます。

前回、8つの項目について概ねのご承認をいただきましたなかで、大塚委員から「若手農業者の配偶者問題」ご提案をいただきましたが、その分の項目を追加でひとつ4番に立てまして、あと順に一番ずつずれてまして、全部で9つの項目といたしました。あとは、それぞれ言い回しを統一するなど微細な修正を行ない、仕上げたものです。ここでご承認いただけますようでしたら、その後、日程調整の上、宇和島市長に提出いたしたいと考えております。

また、中でも、個別事案と思われるものに関しましては、各担当課やJA等に個別

にも提出させていただく予定です。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。大塚委員、よろしいでしょうか。

《大塚委員》

失礼しました。タイミング的に私その他で、ちょっと、農林課の課長にお問い合わせしてた件もございますんで、そのあの方がよろしいかと思ったんですが、会長どんなでしょうね。それで良いでしょうかね。はい、その他まで待つときます。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第6号農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第6号は原案の通り承認することと決定いたします。以上で令和8年7月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
